

個人情報に記載した書類の誤送付について

このたび、当センターにおいて、外来患者の個人情報が記載された書類（診療情報提供書）をかかりつけ医の医療機関Aに送付すべきところ、誤って類似名称の医療機関Bに送付するという事案が発生しました。このような事態を招きましたこととお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報

患者の氏名、患者ID、診療名称

2 事案の経過

○令和7年2月3日（月）

- ・外来診察後、医師が、患者の診療情報提供書を作成する際に、医療機関Aあてにすべきところ、電子カルテ上で誤って医療機関Bを選択して作成し、送付した。

○2月7日（金）

- ・医療機関Bからセンターあてに誤送付の電話連絡を受け発覚した。

書類は、医療機関Bにおいて、シュレッダーにて破棄済みとのこと。

○2月10日（月）

- ・患者に対し、医師が電話にて経緯を説明し、謝罪した。

3 誤送付の原因

- ・医師が、書類を作成する際、医療機関の名称、所在地の確認を怠ったため。
- ・書類送付時の確認を怠ったため。

4 再発防止策

- ・書類を作成する際、送付先の病院名と所在地を必ず確認するよう指導した。
- ・書類送付時に再度確認するよう指導した。